

ドクターズカード会員特約

第1条(名称)

本カードは、全国医師協同組合連合会(以下全医協連という)と株式会社クレディセゾン(以下セゾンという)が提携して発行するもので、全医協連-UCカードと称します。

第2条(会員資格)

全医協連が推薦する個人で、本特約およびUCカード会員規約を承認のうえ、入会の申し込みをいただき、セゾンが入会を承諾した方をカード会員(以下会員という)とします。契約は、セゾンが承諾をした日に成立するものとします。

第3条(会員情報の利用)

会員は全医協連とセゾンにおいて、会員に関するカード利用状況等の情報提供または交換がなされることを承認するものとします。

第4条(特約の改定ならびに承認)

UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

以上